

11月～12月は「STOP滞納！ 県下一斉徴収強化月間」です ～忘れていませんか、「納税」を～

須恵町では、福岡県および県内市町村と連携し、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、11月～12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、県下一斉に、広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差し押さえやタイヤロック、搜索などの滞納処分の強化など、さまざまな徴収対策に取り組みます。

この機会に、納め忘れの税金がないか確認しましょう。

▶ 納税に関するお問い合わせ

税金の種類に応じて、問い合わせ先が異なります。納税通知書などを確認の上、お問い合わせください。

☎ 税務課 ☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線132・133)

町税の納付忘れに ご注意ください

11月30日(火)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、キャッシュレス決済(PayPay、LINE Payなど)で納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の税額分の引き落としがありますので預金残高にご注意いただきますようお願いします。

▶ 対象の税目

固定資産税 3期分
国民健康保険税 6期分

☎ 税務課 ☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線132・133)

税について ちょっと考えてみよう！ 「税を考える週間」

毎年11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

国税庁では、国民の皆さんに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。

昨年引き続き、今年も「くらしを支える税」をテーマに、国税庁ホームページ内に特設ページを設け、さまざまな取り組みについて紹介しています。



☎ 税務課 ☎ 932-1495 (ダイヤルイン)

年末調整説明会の中止について

香椎税務署からのお知らせ

令和3年分の年末調整説明会につきましては、今般の新型コロナウイルス感染拡大などを踏まえ、開催を中止させていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁ホームページ

☎ 税務課 ☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線131・134・135)
香椎税務署法人課税第1部門(源泉所得税担当)
☎ 661-1031

令和3年分(令和4年度) 所得税確定申告について

令和4年2月から実施する須恵町役場特設会場での申告相談の受け付けが変わります。

須恵町役場特設会場での申告相談には、 事前予約が必要になります。

令和4年2月～3月に役場特設会場で行う申告相談は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来場者の集中による会場の混雑緩和を図るため、「事前予約制」を導入します。

事前予約方法は以下の通りです。



① インターネット

(広報すえのQRコードや須恵町役場ホームページのリンクから専用サイトへ)



② コールセンターへの電話予約

詳細については、広報すえ12月号および、須恵町役場ホームページでお知らせします。

※整理券の配布は行いません。

事前予約を行わずに来場された場合、申告相談の受け付けはできませんのでご注意ください。

特設会場に出向くことなく、スマホやパソコンで確定申告！

人との接触を減らし、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避するため、ご自宅での確定申告もご検討ください。

方法1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書を作成

- STEP 1▶ 国税庁ホームページへアクセス
STEP 2▶ 「確定申告書等作成コーナー」のページで申告書を作成
STEP 3▶ いずれかの方法で、申告書を送信または郵送
- ① マイナンバーカードを利用して送信
 - ② IDとパスワードで送信
 - ③ 申告書を印刷して郵送などで提出



国税庁
ホームページ

方法2 手書きで確定申告書を作成

手書きで確定申告書を作成し、香椎税務署へ郵送または持ち込み。

問い合わせ先 税務課 ☎ 932-1495 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線131・134・135・143)